

社会福祉法人ふれあい 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあい定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等がその職務に従事したときは報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、別表1、に定める額とする。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該職務を行った都度、当日現金にて支給する。
2、報酬は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(重複支給の調整)

第5条 法人の役員で施設職員を兼ねた者は、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

この規程は、平成27年8月13日から施行する。

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

別表 1

役職名	変更前		変更後		備考
	報酬の額 (日額)	交通費 (日額)	報酬の額 (日額)	交通費 (日額)	
理事	5,000 円	2,000 円	8,500 円	0 円	理事会等会議への出席
監事	5,000 円	2,000 円	8,500 円	0 円	監事監査・理事会等会議への出席
評議員	5,000 円	2,000 円	8,500 円	0 円	評議員会等会議への出席
評議員選任・解任委員	5,000 円	2,000 円	8,500 円	0 円	評議員選任・解任委員会への出席
第三者委員	5,000 円	2,000 円	8,500 円	0 円	第三者委員会への出席

※ 報酬は、源泉所得税額を控除した額を支払う。